

令和6年9月25日

第15回村上市農業委員会会議録（Web開催）

第15回村上市農業委員会総会を令和6年9月25日午前9時00分村上市神林支所3階大会議室、村上農村環境改善センター大会議室、荒川支所2階応接室、朝日支所2階第2会議室、山北支所地域活動室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

|      |   |   |       |      |   |   |     |   |
|------|---|---|-------|------|---|---|-----|---|
| 1 番  | 石 | 山 | 章     | 3 番  | 菅 | 原 | 隆   | 雄 |
| 4 番  | 高 | 橋 | 大 亮   | 6 番  | 遠 | 藤 | 俊   | 樹 |
| 7 番  | 斎 | 藤 | 博     | 8 番  | 稲 | 葉 | 浩   | 之 |
| 9 番  | 阿 | 部 | 正 一   | 11 番 | 板 | 垣 | 栄   | 一 |
| 12 番 | 船 | 山 | 寛     | 13 番 | 島 | 田 | 幸   | 男 |
| 14 番 | 田 | 村 | 昭 一   | 15 番 | 佐 | 藤 | 裕   | 介 |
| 16 番 | 加 | 藤 | 孝 平   | 17 番 | 佐 | 藤 | 健   | 吉 |
| 18 番 | 大 | 倉 | 毅     | 19 番 | 富 | 樫 | 与 志 | 栄 |
| 20 番 | 富 | 樫 | あ ゆ み |      |   |   |     |   |

2. 欠席委員は次のとおりである。

|      |   |   |     |     |   |   |   |   |
|------|---|---|-----|-----|---|---|---|---|
| 2 番  | 大 | 野 | 章   | 5 番 | 遠 | 山 | 和 | 孝 |
| 10 番 | 佐 | 藤 | 昌 夫 |     |   |   |   |   |

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

議案第6号 令和7年度農業施策等に関する意見書（案）について

そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 事 務 局 長     | 高 | 橋 |
| 事 務 局 次 長   | 中 | 村 |
| 事 務 局 副 参 事 | 園 | 部 |
| 事 務 局 副 参 事 | 近 | 藤 |

事務局主査 鬼 原

高橋局長

それでは、ただいまから第15回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は3名です。2番、大野章委員、5番、遠山和孝委員、10番、佐藤昌夫委員の3名から欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立をいたします。

それでは、開会に当たりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

議事録署名委員選出の前に、稲葉委員から発言を求められていますので、稲葉委員、よろしくをお願いいたします。

稲葉浩之委員

おはようございます。稲葉です。このたびは、病気療養のために長期にわたりお休みをいただきました。ありがとうございました。皆様のおかげで療養に専念することができ、こうして復帰することができました。また、ご丁寧にお見舞いをいただき、心よりお礼申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

石山会長

それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（マル・バツ提示）

石山会長

バツがないようでありますので、議事録署名委員には議席番号8番、稲葉委員、議席番号11番、板垣委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、報告に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務

局から説明をお願いします。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、196.7平米。申請事由としましては、申請地は40年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地の復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては3筆、5,378平米。申請事由としましては、申請地は令和4年度の豪雨により被災したため、農地への復旧は行わない。専決の案件と同一箇所になります。

続きまして、番号3、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、69平米。申請地は40年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号4、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、231平米。申請事由としましては、申請地は40年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

番号5、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては5筆、1,300平米。申請事由としましては、申請地は40年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

位置説明（省略）

報告は以上でございます。

石山会長

今ほどの報告について質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

石山会長

特になくありますので、報告は以上といたします。

議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。今月は、売買が4件でございます。

それでは、番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積588平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑3筆、地積合計894平

米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積3,108平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積合計265平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

以上で場所の説明を終わります。説明した4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

石山会長

それでは、ただいま説明のあった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

特になくありませんので、議案第1号を許可することに決定したいと思います。許可の方は丸をお願いいたします。

（マル・バツ提示）

石山会長

議案第1号については、全員丸でありましたので、農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第2号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

番号1、当初計画者、〇〇〇〇、土地につきましては3筆、355平米、移転内容といたしましては、転用期間の変更でございます。変更目的・内容につきましては、申請地は令和4年8月26日付村農委第1022号により農地法第5条の許可を得ましたが、高速道路工事の工期延長により、転用期間の変更をするものです。転用期間変更前、令和4年8月26日から令和6年9月30日、変更後は終了期間が令和7年の3月31日となっております。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、事業計画変更の現地調査を実施していただいておりますので、調査報告を願います。

7番、斎藤委員。

斎藤 博委員

7番、斎藤です。山北地区では、8月21日、議案第2号 事業計画変更承認申請に関わる現地調査を行いましたので、報告いたします。

当日は、午後1時30分に山北支所会議室において、農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは園部副参事、山北支所の加藤課長補佐が出席し、初めに事務局より申請内容について説明を受けました。その後、現地に移動し、現地の確認を行いました。今回の事業計画変更申請は、当初令和4年8月26日から令和6年9月30日までの予定でしたが、工事の延期があったために令和7年3月31日まで延長申請されるものです。なお、申請地につきましては、近隣住民とのトラブルもなく、使用状況も計画どおりで、申請内容に相違ないことを確認いたしました。よって、山北地区委員全員許可すべきものと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

石山会長

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特になくありますので、議案第2号については承認することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。賛成の方は丸をお願いします。

(マル・バツ提示)

石山会長

全員丸であります。議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人、〇〇〇〇と〇〇〇〇、共有名義となっております。譲受人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆、467平米、転用目的は駐車場敷地、契約につきましては売買、対価〇〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者はこのたび駐車場の増設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域、第1種住居地域に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。駐車場台数15台でございます。

続きまして、番号2、貸人、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、土地につきましては2筆、10,029平

米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は農振農用地にある農地。備考としましては、一時転用、利用期間は許可日から令和8年3月15日の1年間となっております。全体面積は21,541平米、うち農地が21,509平米、その他が32平米、関係者は4名となっております。

続きまして、貸人、〇〇〇〇、借人は番号2と同じでございます。土地につきましては1筆、5,024平米、転用目的以降は番号2と同じでございますので、省略させていただきます。

続きまして、番号4、貸人、〇〇〇〇、借人は番号2と同じでございます。土地につきましては1筆、6,456平米、転用目的以降は番号2と同じでございますので、省略いたします。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いします。

8番、稲葉委員。

稲葉浩之委員

8番、稲葉です。議案第3号、番号1について現地調査してまいりましたので、報告します。

9月9日午前9時よりイヨボヤ会館駐車場にて、農業委員4名、最適化推進委員1名、事務局より中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後、現地に移動して、〇〇〇〇代理人である〇〇〇〇司法書士行政書士事務所の〇〇〇〇さんより、既存の60台分の駐車場に隣接する当該地を15台分駐車場の増設敷地として転用したい。また、所有者である村木、高橋さん両名からは、遠方に住んでおり、管理が難しいとの申出があったとの説明がありました。現地は、三面川左岸堤防、住宅地に隣接する畑です。被害防除計画についてですが、造成計画についてはクリンプ造成。雨水排水については、U字溝を敷設し、自然流下で隣接する駐車場水路へ合流。日照、通風については、建物の建設は行わない。以上のことを確認できました。農地区分が第3種農地に位置しており、周辺に危害を与える農地もないことから、参加委員全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

以上です。

石山会長

転用に係る現地調査の議案番号2番から4番までの報告をお願いします。

4番、高橋委員。

高橋大亮委員

4番、高橋です。それでは、農地法第5条申請の議案第3号の番号2から4につきまして、9月13日に現地調査を実施しましたので、報告します。

当日は、午前9時に荒川支所において農業委員3名、推進委員2名、中村次長が出席し、説明を受けた後、現地に移動し、確認を行いました。現地では、〇〇〇〇さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。今回の申請箇所は、令和5年2月案件で許可を受けた場所であり、一部砂利採取が完了しなかったため、改めて転用申請することとなりました。申請においては、地域住民などからの苦情等はないものの、現在鳥屋集落内で3か所の許可を受けて砂利採取を行っていることから、今後は計画的な作業を実施することや、現在許可を得ている箇所も含め、虫の発生を防ぐために現場内の草刈りの徹底を指示し、地域としては委員全員で許可するべきとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

これも特にないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(マル・バツ提示)

石山会長

全員丸をいただいております。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、20ページを御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定につきましてご説明をいたします。

今月は、賃貸借の設定が7件、売買案件が4件、合わせて11件でございます。その後、機関関連の説明をさせていただきます。

それでは、番号1番から、賃借権の設定でございます。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積961平米、期間は3年間、10アール当たり〇〇〇〇円で、新規でございます。

以降、番号7番まで賃借権の設定でございます。

それでは、番号8番から、売買案件についてご説明をいたします。番号8番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積72平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買単価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号9番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積2,841平米、

利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買単価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号10番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田4筆、畑1筆、地積合計5,658平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買単価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号11番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、畑4筆、地積合計2,063.97平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買単価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

以上で場所の説明を終わります。

#### 近藤副参事

続きまして、29ページ御覧ください。ここからは、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、使用貸借18件、賃貸借2件、合計20件でございます。全て舘腰地区のほ場整備案件となっております。

それでは、番号12番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積448平米1筆、利用権等の種別が使用貸借による利用権の設定、期間が30年間、新規で、改良区費は貸人負担でございます。期間につきましては、ほ場整備の要件を満たすため15年以上での契約をお願いしておりますが、今回本人の希望により30年間となっております。

続いて、番号13番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇。内容については、番号12番と同様でございます。

ここから番号29番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、33ページ、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積599平米1筆、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が30年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、新規で、改良区費は貸人負担でございます。先ほど同様、期間につきましては本人の希望によるものです。

続いて、番号31番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇。内容については、番号30番と同様でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

#### 石山会長

それでは最初に、議案番号27番、29番を審議いたします。12番、船山委員、議事に参与できま

せんので、退席をお願いします。また、議長である私も関連議案でありますので、退席させていただきます、その間職務代理者より議長をお願いいたします。

(1番 石山 章君、12番 船山 寛君退席)

板垣職務代理

それでは、議長代わりまして、私のほうで代理議長をさせていただきます。

今ほどの番号27番、29番につきまして審議をいたします。ご質問、ご意見がある方、お願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

しばらくなくやうでありますので、承認することに賛成の方は丸印の札を上げてください。

(マル・バツ提示)

板垣職務代理

全員丸であります。ありがとうございました。それでは、番号27、29につきましては承認することと決定いたしました。

(1番 石山 章君、12番 船山 寛君着席)

板垣職務代理

船山委員、石山委員、27番、29番、承認することに決定いたしました。

石山会長

ありがとうございました。

引き続き、議案番号12番から31番までの案件で、今ほど承認いただいた27番、29番を除き審議をいたします。議長である私が関連議案ですので、退席をさせていただきます、その間板垣職務代理者より議長を願います。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、今ほど説明ありましたとおり、12番から31番まで、うち27番から29番を除いた部分につきまして審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手の上、お願いをいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

ないやうでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。承認される方は赤い札を上げてください。よろしいでしょうか。荒川地区の委員さん、承認することに賛成であれば、丸の札を上げてください。

(マル・バツ提示)

板垣職務代理

全員賛成であります。ありがとうございました。それでは、12番から31番まで、27番、29番を除いた分ではありますが、承認することに決定いたしました。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

石山会長、今ほどの案件、12番から31番、承認することに決定いたしました。

石山会長

ありがとうございました。

それでは、今ほど承認をいただいた案件を除く議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

稲葉委員。

稲葉浩之委員

4号の番号4、これ私の関連するものになりますが。

石山会長

大変失礼いたしました。議案番号4番につき、稲葉委員、議事に参与できませんので、退席を願います。失礼いたしました。

(8番 稲葉浩之君退席)

石山会長

それでは、議案番号4番につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認できる方は丸の札をお上げください。

(マル・バツ提示)

石山会長

全員賛成ですので、議案番号4番、承認することに決定いたしました。

(8番 稲葉浩之君着席)

石山会長

稲葉委員、番号4番、承認することに決定いたしました。

続いて、議案番号7番につき審議をいたします。議席番号18番、大倉委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(18番 大倉 毅君退席)

石山会長

議案番号7番につき審議をいたします。ご意見、ご質問のある方。

6 番、遠藤委員。

遠藤俊樹委員

大倉委員の耕作面積がちょっと違うんじゃないかと思います。

園部副参事

大倉委員さんのこちらの面積につきましては、あくまでも経営面積ということになっておりまして、個人の名前の経営面積はこちらの面積だというふうになっておりますので、そちらのほうご了承いただきたいと思います。

石山会長

遠藤委員、よろしいですか。

遠藤俊樹委員

はい。

石山会長

ほかにはないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案番号 7 番、承認することに決定してもご異議のない方は賛成票を掲示願います。

(マル・バツ提示)

石山会長

全員賛成をいただきました。議案番号 7 番、承認することに決定いたしました。

(18 番 大倉 毅君着席)

石山会長

大倉委員、議案番号 7 番、承認することに決定いたしました。

今ほど承認をいただいた案件を除き、質疑に入ります。ご質問、ご意見いかがでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第 4 号を承認することに決定してもご異議ございませんか。賛成の方。

(マル・バツ提示)

石山会長

全員賛成ですので、議案第 4 号を承認することに決定いたしました。

次に、議案第 5 号 村上農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について説明いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては13筆、3,280平米、変更区分は農用地区域への編入、変更目的は編入となっております。変更内容としましては、申請地はこのたび農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組むため、編入するものです。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、変更に係る現地調査を実施していただいておりますので、議席番号17番、佐藤委員、報告をお願いします。

佐藤健吉委員

それでは、議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書について現地調査したので、報告いたします。

調査の日は、6年9月10日午前7時に朝日支所に集合し、調査しました。その出席委員は、農業委員6人全員、適正化推進委員4人、合わせて10人です。最初に、出席委員につきましては中村次長から報告がありました。当日は、稲刈時期であるため、午前7時に朝日支所に集合し、意見書の交付申請に係る件が1件、農地法の適用を受けない事実確認願について2件調査しました。最初に、中村次長より修正の内容について詳細な説明を受けました。村上農業振興地域整備計画の変更に係る意見書のほうは、農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組むため、千縄区長が代表となり、畑、原野、山林合わせて13筆、3,280平米を農用地区域への編入を行う修正であります。事業が承認され、計画ができた段階で計画の農地の形状をよくするため編入する申請であります。申請の場所は、事業計画の段階から朝日地域農業委員会で2回ほど現地調査をしております。農繁期であることから、担当農業委員、地区代表委員で確認しました。朝日地域は、他の地区でも基盤整備事業が計画されております。今後の農業振興を図るためにも、区域に編入し、積極的に推進すべきものであるとの意見でありました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

石山会長

議案第5号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

特にないようでありますので、村上市農業委員会の意見として、令和6年8月の6日付で申請

のあった村上農業振興地域整備計画の変更、編入については適当である旨意見を付すことにご異議ございませんか。賛成の方は丸を掲げてください。

(マル・バツ提示)

石山会長

全員が賛成であります。

よって、議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は、令和6年8月6日付で申請のあった村上農業振興地域整備計画、農用地の変更、編入については適当である旨意見を付すことに決定いたしました。

次に、議案第6号 令和7年度農業施策等に関する意見書（案）について議題といたします。

事務局、説明願います。

近藤副参事

令和7年度農業施策等に関する意見書（案）について、別紙のとおり議案とさせていただきます。

ちょっとお手元にある資料、別紙になりますけれども、御覧いただきたいと思います。読み上げます。村上市農業施策等に関する意見書（案）。村上市におかれましては、平素より農業委員会活動に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本市を取り巻く農業環境は、農業従事者の高齢化に伴う離農傾向にあり、担い手不足に伴う遊休農地の増加が懸念されています。また、有害鳥獣により被害が年々深刻化し、農作物被害や市民生活にまで及んでいます。水稻においては、ここ数年の異常気象の発生に加え、昨今の不安定な社会情勢による円安が進み、物価上昇の影響から肥料や農業資材の高騰など、多くの課題に直面しております。当農業委員会では、継続的な農業の維持を推進するため、農林水産課と連携し、地域計画、目標地図の策定に向け、地域との話し合いに参加し、農業法人や担う者への農地の集積、集約活動を行っています。今後の農業施策の実施に当たりましては、これまで以上に農業者の経営支援の継続にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

1、農業経営の安定化について。農業が魅力ある産業として未来に向けて持続されるためには、安定した収入の確保が必要不可欠です。昨今の物価上昇などに対応した農産物の適正価格の仕組みづくりを国に早急に対応するよう要望すること。また、担い手の高齢化により、農家数の減少は続いています。将来にわたり安定した担い手となり得る新規就農者が安心して就農できるよう営農環境の整備を図るとともに、農業相談体制の整備や補助事業等の支援強化を図るよう国、県と連携した支援をすること。

2、強い農業経営基盤の構築について。昨今の異常気象により、全国的に農業への甚大な被害が発生しており、記憶に新しい令和4年の8月豪雨災害は、改めて自然災害等への備えの必要性を認識させられました。村上市においては、発生から3年を迎え、農業災害被害に迅速に対応し

ていただき感謝申し上げます。引き続き異常気象に対応した農業水利施設などの農業関連施設の防災、減災対策を早急に取り組むこと。未整備ほ場の整備促進を図り、強い農業経営基盤を構築すること。また、コシヒカリやこしいぶきなどが高温による障害に対応できる栽培方法の確立と、高温に強い品種の早期実用化を県へ要望すること。

3、有害鳥獣対策について。近年、猿、イノシシ等の農作物被害が農業部門のみならず、市民生活にも深刻な状態にあり、その被害は経済的な損失にとどまらず、農業者の生産意欲を著しく減退させ、担い手の経営継続への不安や農地の耕作放棄につながっています。村上市としては、電気柵やわな、狩猟免許資格取得の費用助成を講じていただいています。引き続き農業被害防止に向け、資格取得支援策の継続と捕獲活動支援の額の見直し及び駆除後の処理場の確保、また駆除したイノシシや熊などをジビエとして生かす加工施設の整備などの実施に向けた取組を行うこと。

4、農業委員会並びに事務局体制の強化について。村上市農業委員会は、新潟県内で広範囲な農地を所管し、農地法に基づいた各種申請業務や現地確認など、農地所有者や農業者の相談に応じています。令和7年4月1日から農地の貸し借りの契約が変わります。基盤強化法での相対の契約が同年3月31日で廃止され、農地中間管理機構と出し手、受け手の相互の契約となり、更新契約と新規契約により事務手続の増加が懸念されています。また、法改正に伴い、専門性が問われる事務が増えてきていることから、引き続き知識や経験を有する職員を配置し、事務局体制の強化を図ること。

以上の内容になります。

石山会長

それでは、斎藤部会長、補足説明ありましたら。いかがですか。よろしいですか。

斎藤 博委員

大丈夫です。よろしくお願いします。

石山会長

それでは、ご意見、ご質問伺います。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第6号については今ほど説明をいただいた内容を村上市農業委員会の意見として市長、議長に意見を申し述べることにご異議ございませんか。賛成の方、丸をお願いいたします。

(マル・バツ提示)

石山会長

全員賛成をいただきましたので、議案第6号については今ほど説明のあった内容で意見書を提

出することに決定いたしました。

議案としてその他、皆様方から何かあれば。

(発言する者なし)

石山会長

事務局、ありますか、議案として。

ないようであります。それでは、引き続いて協議、連絡事項に入りたいと思いますが、よろしいですか。引き続き協議、連絡事項に入ります。

・ 協議、連絡事項ほか

時に午前10時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和6年9月25日

村上市農業委員会  
会 長

同議事録署名委員  
委 員

委 員